

**新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴うお客さまへの追加対応について
～ 災害死亡保険金等に関する取扱いの対象に団体保険（特約）を追加 ～**

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、「お客さま志向」の取組方針を定めた「お客さま志向の業務運営方針 -お客さま志向自主宣言-」に基づく業務運営を進めており、これまでも、保険料払込猶予期間の延長や、入院給付金・入院治療給付金に関する特別取扱い、災害死亡保険金等に関する取扱い等を実施してまいりました。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大をふまえ、さらなる「お客さま志向」の取組みを推進する観点から、以下のとおり災害死亡保険金等に関する取扱いについて、団体保険（特約）を追加いたします。

災害死亡保険金等に関する取扱いについて（対象商品の追加）

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」を原因として、死亡もしくは高度障害状態となった場合に、災害死亡保険金等（注）をお支払いすることといたします。

（１）追加対象商品

- ・災害死亡保険金等をお支払いする団体保険商品・特約（別紙参照）

（２）ご請求手続き

- ・ご提出いただく死亡保険金等の請求に必要な書類（請求書、死亡診断書等）に記載された病名等で災害死亡保険金等のお支払いを判断いたします。

（３）取扱い開始時期

- ・2020年5月20日より実施します。また、同年5月19日以前に同感染症を原因としてお亡くなりになられている場合でも、お支払い対象といたします。

（注）災害死亡給付金、災害高度障害保険金、災害保険金を含みます。

※なお、ご請求手続きの詳細につきましては、当社担当者またはコミュニケーションセンターまでお問い合わせください。

別紙

(追加対象商品) 災害死亡保険金等をお支払いする保険商品・特約

(2020年5月19日現在)

商品名称
団体定期保険災害保障特約
団体定期保険災害割増特約
団体定期保険傷害特約
団体定期保険災害特約
団体定期保険こども災害保障特約
団体定期保険こども災害割増特約
団体定期保険こども傷害特約
団体定期保険こども災害特約
新・団体定期保険災害保障特約
新・団体定期保険災害割増特約
新・団体定期保険傷害特約
新・団体定期保険こども災害割増特約
新・団体定期保険こども傷害特約
新・団体定期保険こども災害保障特約

(ご参考) すでに公表済の災害死亡保険金等に関する取扱いの対象となる保険商品・特約につきましては、こちらをご参照ください

○2020年4月15日リリース

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴うお客さまへの追加対応について
～ 災害死亡保険金等の支払対象となる特定感染症の範囲拡大 ～

https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/news/release/2020/pdf/20200415_01.pdf